

第5回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：2020年3月27日（金）

午前9時から

場所：愛知県本庁舎6階 正庁

1 挨拶

2 議題

(1) 対策本部の位置付けについて

(2) 県民へのメッセージについて

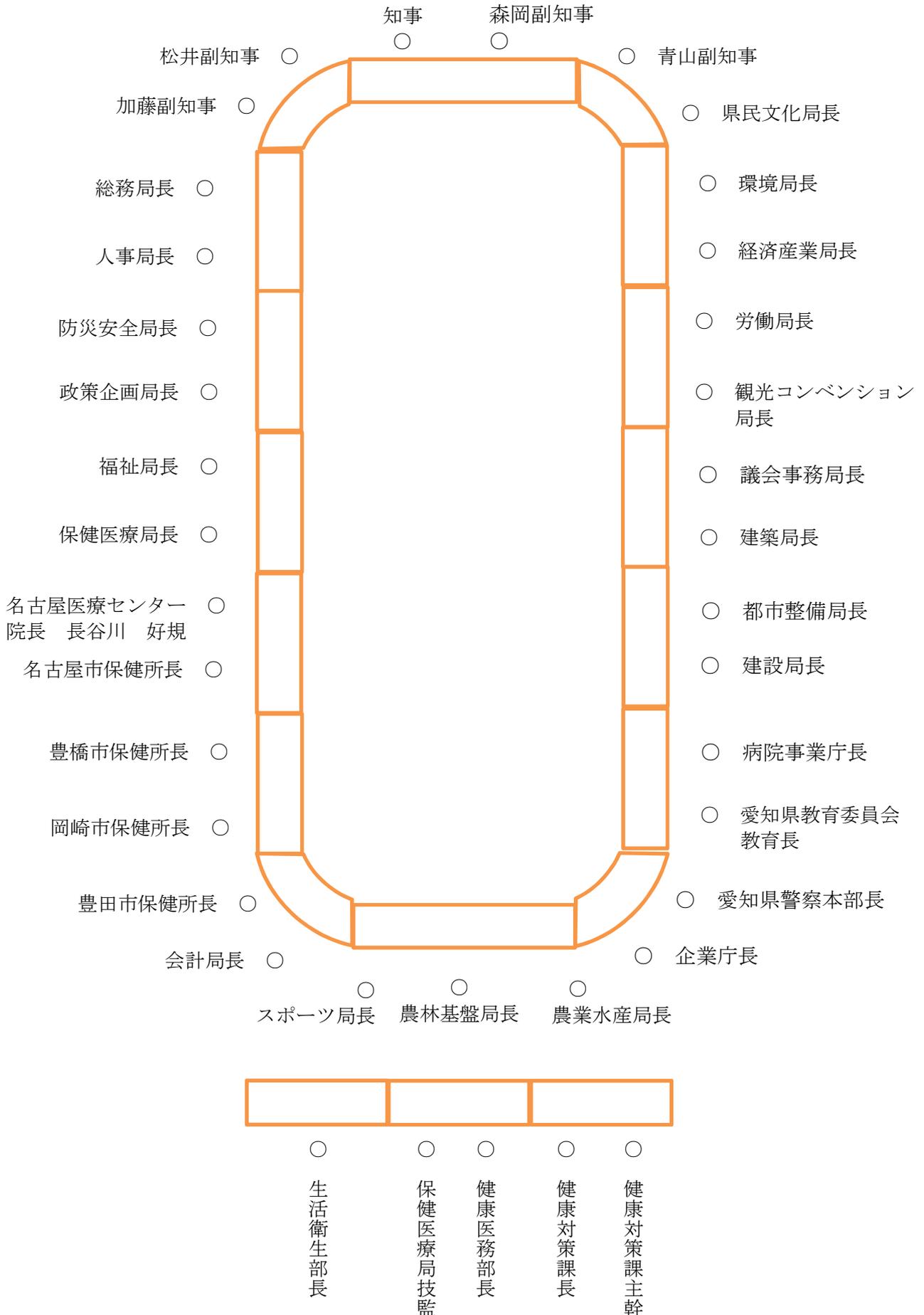
(3) 新型コロナウイルス感染症の現状について

日時：2020年3月27日（金）

9：00～9：30

場所：愛知県庁本庁舎 6階 正庁

第5回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に読み替える愛知県新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年愛知県条例第10号)第4条の規定に基づき、愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(副本部長)

第2条 愛知県新型コロナウイルス対策本部(以下「本部」という。)の副本部長は、保健医療局の事務を担当する副知事及び保健医療局長をもって充てる。

(本部員)

第3条 新型コロナウイルス対策特別措置法第23条第2項第5号の規定により知事が本部員として任命する職員は、愛知県行政組織規則(昭和39年愛知県規則第21号)第56条第1項に規定する局長、会計局長、企業庁長、病院事業庁長、議会事務局長、その他愛知県新型コロナウイルス対策副本部長(以下「副本部長」という。)が必要と認める者とする。

(本部員会議)

第4条 副本部長は、必要に応じ、本部の会議として本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、副本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 本部員会議は、新型コロナウイルス対策に関する基本的事項について協議し、その総合的な推進を図る。

(幹事会)

第5条 本部の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に保健医療局技監を、副幹事長に保健医療局健康医務部長をもって充てる。

4 幹事長は、必要に応じ、幹事会を招集する。

5 幹事会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 新型コロナウイルス対策の総合的な推進を図るために必要な情報の収集、整理及び伝達に関すること。

(2) 本部の庶務

(その他の組織)

第6条 副本部長は、前条に定めるもののほか、本部に必要な組織を設置し、職員を指定して処理させることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の組織その他本部の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月13日から施行し、平成17年12月19日施行の愛知県新型インフルエンザ対策本部設置要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月26日から施行し、令和2年1月30日施行の愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱は、廃止する。

別表（第4条、第5条関係）

| 対策本部 | 幹事会 |
|----------------------------------|---|
| （本部長）知事 | （幹事長）保健医療局技監 |
| （副本部長）副知事 保健医療局長 | （副幹事長）保健医療局健康医務部長 |
| 政策企画局長 総務局長 人事局長 防災安全局長 | 秘書課長 総務課長 人事課長 防災危機管理課長 消防保安課長 |
| 県民文化局長 環境局長 | 県民総務課長 学事振興課私学振興室長 環境政策課長 |
| 福祉局長 | 福祉総務課長 地域福祉課長 障害福祉課長 高齢福祉課長 児童家庭課長 子育て支援課長 |
| （保健医療局長） | 医療計画課長 健康対策課長 医務課長 国民健康保険課長 生活衛生課長 医薬安全課長 |
| 経済産業局長 労働局長 観光コンベンション局長 | 産業政策課長 労働福祉課長 観光振興課長 |
| 農業水産局長 農林基盤局長 | 農政課長 農林総務課長 |
| 建設局長 都市整備局長 建築局長 | 建設企画課長 都市総務課長 住宅計画課長 |
| 会計局長 | 管理課長 |
| スポーツ局長 | スポーツ課長 |
| 企業庁長 | 管理部総務課長 |
| 病院事業庁長 | 管理課長 |
| 議会事務局長 | 総務課長 |

| | |
|----------|------------------------|
| 対策本部 | 幹事会 |
| 教育委員会教育長 | 管理部総務課長 学習教育部保健体育課長 |
| 愛知県警察本部長 | 警備部災害対策課長 |

愛知県新型インフルエンザ等対策本部条例

平成二十五年三月二十九日
条例第十号

愛知県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

愛知県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十六条の規定に基づき、愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 愛知県新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 本部の副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部の本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(会議)

第三条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため必要があると認めるときは、本部の会議を招集するものとする。

(雑則)

第四条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日（この条例の公布の日が同法の施行の日以後となる場合には、公布の日）から施行する。

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

(目 的)

第1条 愛知県の新型コロナウイルスによる肺炎に関する防疫・その他の対策について、関係部局及び関係機関が連携を図り、総合的、横断的にこれを推進するため、愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る防疫対策に関すること。
- (2) 情報の収集と提供に関すること。
- (3) その他、対策に必要な調整に関すること。

(構 成)

第3条 対策本部は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、保健医療局の事務を担当する副知事及び保健医療局長をもって充てる。
- 4 対策本部には、本部長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会 議)

第4条 対策本部会議は本部長が召集し、議長を務めるものとする。

- 2 本部長が出席できないときは、本部長が予め指名した者がその職務を代行する。

(幹事会)

第5条 所掌事務に関する問題を整理・検討するため、対策本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に保健医療局技監を、副幹事長に健康医務部長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が召集し、議長を務めるものとする。
- 5 幹事会には、幹事長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 幹事長が出席できないときは、副幹事長がその職務を代行する。

(部 会)

第6条 対策本部には必要に応じて部会を置くことができる。

(庶 務)

第7条 対策本部に関する庶務は、保健医療局健康医務部健康対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月20日に廃止する。

別表（第3条、第5条関係）

| 対策本部 | 幹事会 |
|--|---|
| （本部長）知事 | （幹事長）保健医療局技監 |
| 森岡副知事 松井副知事 （副本部長）青山副知事 加藤副知事 （副本部長）保健医療局長 | （副幹事長）保健医療局健康医務部長 |
| 政策企画局長 総務局長 人事局長 防災安全局長 | 秘書課長 総務課長 人事課長 防災危機管理課長 消防保安課長 |
| 県民文化局長 環境局長 | 県民総務課長 学事振興課私学振興室長 環境政策課長 |
| 福祉局長 | 福祉総務課長 地域福祉課長 障害福祉課長 高齢福祉課長 児童家庭課長 子育て支援課長 |
| （保健医療局長） | 医療計画課長 健康対策課長 医務課長 国民健康保険課長 生活衛生課長 医薬安全課長 |
| 経済産業局長 労働局長 観光コンベンション局長 | 産業政策課長 労働福祉課長 観光振興課長 |
| 農業水産局長 農林基盤局長 | 農政課長 農林総務課長 |
| 建設局長 都市整備局長 建築局長 | 建設企画課長 都市総務課長 住宅計画課長 |
| 会計局長 | 管理課長 |
| スポーツ局長 | スポーツ課長 |
| 企業庁長 | 管理部総務課長 |
| 病院事業庁長 | 管理課長 |
| 議会事務局長 | 総務課長 |
| 教育委員会教育長 | 管理部総務課長 学習教育部保健体育課長 |
| 愛知県警察本部長 | 警備部災害対策課長 |

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正概要

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法について（特措法）

新型インフルエンザ等への対策の強化を図り、その発生時において国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

2 特措法改正の趣旨等

- 新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために、徹底した対策を講じていく必要がある。
- 国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し、総合的な対策を講じられるよう、新型コロナウイルス感染症も新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となるよう改正。
- 各都道府県において作成した新型インフルエンザ等対策行動計画で定めた事項については、新型コロナウイルス感染症の記載としてみなす。

公布日：令和2年3月13日、施行日：令和2年3月14日
新型コロナウイルス感染症を特措法に位置付ける期日：令和3年1月31日まで

3 特措法に基づき、都道府県知事が実施できる事項

新型コロナウイルスが全国的かつ急速なまん延により国民生活に甚大な影響が及ぶ場合に、**首相が地域・期間を定めて緊急事態宣言を発した場合**、当該地域の都道府県知事は主に以下の事項を実施することができる。

- (1) **住民に対する不要不急の外出の自粛要請**（第45条第1項）
- (2) **学校、社会福祉施設、興行場などの管理者等に対する施設の使用制限の要請・指示**（第45条第2項、第3項）
- (3) 医療機関が不足する場合において、臨時の医療施設を設置する必要がある場合に土地や建物を所有者の同意なしに使用（第49条）
- (4) 医薬品、食品等について売り渡しを要請、収用（第55条）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

第一章 総則（第1条～第5条）

○目的

新型インフルエンザ等への対策の強化を図り、その発生時において国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

※新型インフルエンザ等：新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

○責務

国：新型インフルエンザ等の発生時に、自ら対策を実施し、又は地方公共団体等の対策を支援すること等により、国全体として万全の態勢を整備する。

地方公共団体：対策等を実施するとともに、区域内の関係機関が実施する対策を総合的に推進する。

指定（地方）公共機関：その業務について、対策を実施する。

事業者・国民：予防に努めるとともに、対策等に協力するよう努める。

○基本的人権の尊重

対策を実施するに当たっては、憲法の保障する国民の自由と権利が尊重され、国民の権利制限が加えられるときであっても、必要最小限のものでなければならない。

第二章 対策実施に関する計画等（第6条～第13条）

○行動計画

国・都道府県・市町村は、発生に備えて、対策の実施に関する計画（行動計画）を作成

○業務計画

指定（地方）公共機関は、対策に関する業務計画を作成

○備蓄等

国・地方公共団体等は、行動計画の定めるところにより、医薬品等を備蓄し、訓練を実施

第三章 発生時の措置（第14条～第31条）

○対策本部の設置

政府対策本部：新型インフルエンザ等発生時に、総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置

都道府県対策本部：政府対策本部が設置された場合、知事を本部長とする都道府県対策本部を設置

本部長（知事）は、都道府県区域内の総合調整を行う。

○登録事業者等に対する予防接種

国は、医療を提供する者等（予め登録された事業者）に対する予防接種を実施

○検疫の的確な実施

検疫空港の集約化等

○医師等への医療従事の要請・指示

知事は、医師等に対して医療等を行うことを要請、又は指示できる。

第四章 緊急事態措置（第32条～第61条）

○緊急事態の宣言

政府対策本部長（総理大臣）は、発生した新型インフルエンザが国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、国民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある時は、区域・期間を定めて、緊急事態を宣言する。

○緊急事態の措置

- ・市町村対策本部の設置
- ・不要不急の外出の自粛の要請、学校・興行場等の施設使用の制限等
- ・~~予防接種の対象者・期間を政府対策本部が設定~~
- ・電気・ガス・運送等の指定（地方）公共機関等は、自己の業務を通じて必要な措置を実施
- ・医薬品・食品等の緊急物資の輸送、物資の売渡しに関する要請等
- ・埋火葬の特例
- ・行政上の申請期限の延長等
- ・生活関連物資等の価格の安定等
- ・政府関係金融機関等による融資

第五章 財政上の措置等（第62条～第70条）

○損失補償

都道府県は、要請・指示に応じ、医療提供を行う者が死亡等したときは、損害を補償する。

○費用支弁

法に基づく措置に要する費用は、その実施の責任を有する者が支弁する。

○国の負担等

- ・地方公共団体支弁額の標準税収入に占める割合に応じて国庫負担（災害救助法を踏まえた措置）
- ・都道府県は、市町村事業について、市町村支弁額から国庫負担額を控除した額の1/2を負担

市町村が実施する予防接種の費用：原則として国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
都道府県が行う臨時医療施設の開設等の費用：原則として国1/2、都道府県1/2

- ・国は、地方公共団体が支弁する費用に対して、必要な財政措置を講ずる。

第六章 雑則（第71条～第75条）、第七章 罰則（第76条～第78条）

○罰則

- ・医薬品・食品等の緊急物資の保管命令に従わない場合、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・緊急物資の保管命令のために必要な調査を拒む等した場合、30万円以下の罰金

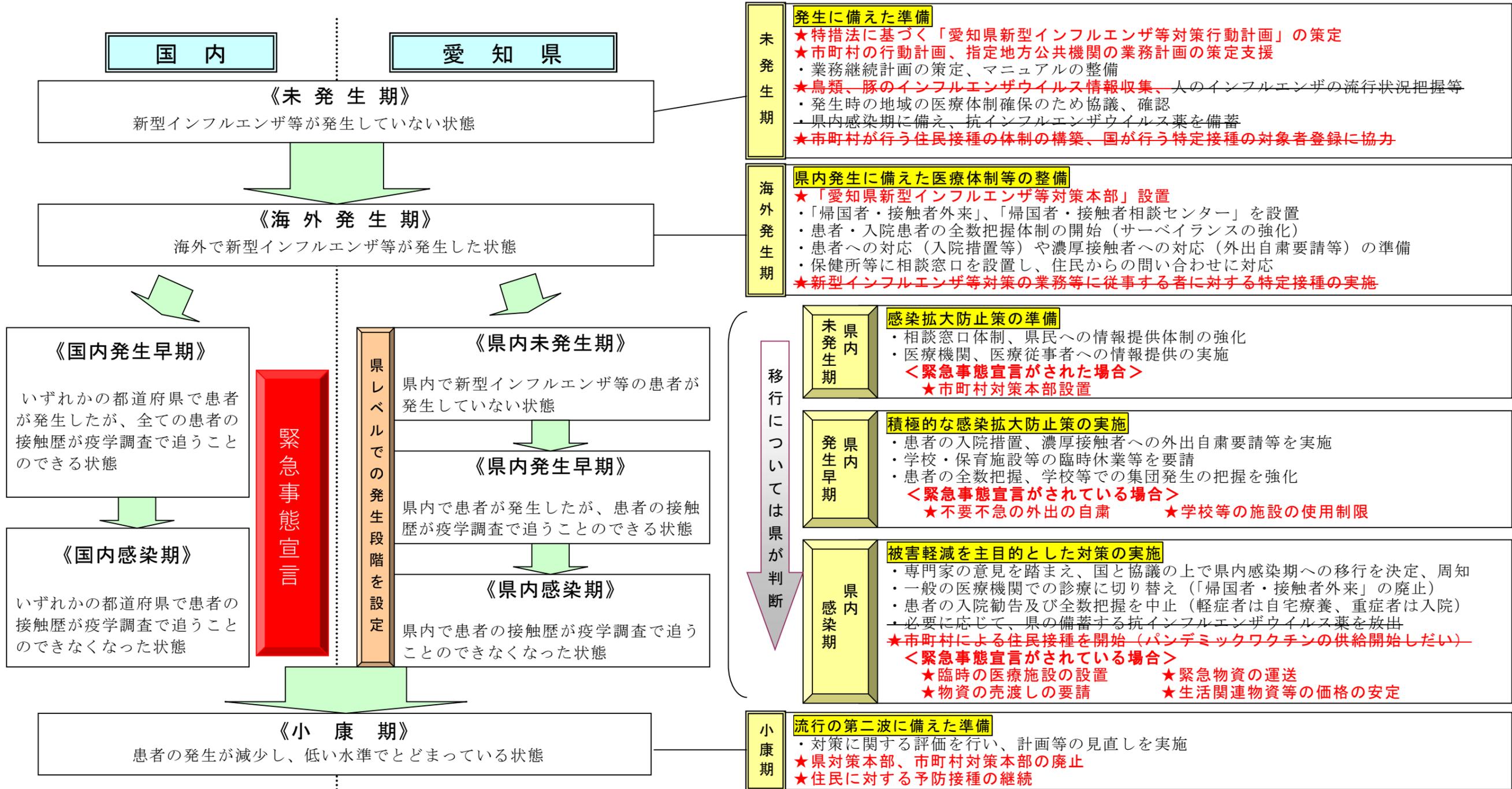
施行期日：平成25年4月13日

「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要

- <ポイント>**
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく初の計画であること。
 - ・ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている場合に、不要不急の外出自粛等知事が行う要請等の根拠が特措法で規定されたこと。
 - ・ 指定地方公共機関の役割、基本的人権の尊重、対策実施の記録の作成・保管等について、新たに規定したこと。
 - ・ 対象に新感染症を加えたこと。
 - ・ 県レベルでの発生段階を定め、その移行について、県が判断することで、地域での医療提供や感染拡大防止策等に柔軟に対応すること。
 - ・ 特措法で新たに定められた、物資の運送の要請等の県民生活及び経済の安定の確保のための対策を規定したこと。

発生段階

主な対策



新型コロナウイルス感染症の克服に向けて ～県民の皆様へのメッセージ～

I. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置

政府においては、厚生労働大臣からの報告（新型コロナウイルス感染症がまん延する恐れが高い）を受けて、3月26日夕方、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく政府対策本部を設置。

こうした状況を踏まえ、愛知県においても、特措法に基づく「愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部」を同日設置し、改めて、第1回会合（累計で第5回）を3月27日午前9時に開催。

同本部会議においては、県内の感染症の現状及び対策を再確認。今後も、県民の皆様への命と健康を守ることを第一に、国や市町村、医療機関との連携を密にし、日々刻々と変わりゆく県内の状況を十二分に把握し、医療体制や検査の確保などについて、迅速に対策を講じ、感染拡大を防いでいきたい。

II. 県民の皆様へ感染症対策の徹底のお願い

1 基本的な感染症対策の実施

(1) 感染源を絶つこと

発熱等の風邪の症状がみられる場合には、自宅で休養することを徹底する。

(2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。

2 集団感染のリスクへの対応

専門家会議等が提言で示した、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、

- ①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

※ 別紙：「密」を避けて外出しましょう！を参照。

Ⅲ. 医療面での対応に万全を期します

1 相談窓口

・一般電話相談窓口

愛知県・名古屋市・中核市の保健所・保健センター計 31 か所

・帰国者・接触者相談センター

愛知県・名古屋市・中核市の保健所・保健センター計 31 か所

2 LINE 公式アカウント「愛知県ー新型コロナ対策パーソナルサポート」の開設

3 帰国者・接触者外来：県内 46 医療機関に設置

4 検査実施体制：愛知県衛生研究所及び名古屋市衛生研究所にて実施

5 医療体制の確保

・感染症指定医療機関（12 病院 72 床）及び入院協力医療機関（33 病院 89 床）で 45 病院 161 床を確保。それ以外の病院協力分を含め、合計 200 床以上の病床を確保

・感染者のうち不顕性の方、症状は軽快したが陰性化しない方、軽症者の方で、自宅療養相当とされる方を対象に、一時生活可能な入所施設を開設（当面 100 室を確保）

Ⅳ. 経済対策に全力で取り組みます

1 経営相談・労働相談窓口

（経営相談）県機関、県内商工会議所・商工会等、約 100 か所

（労働相談）あいち労働総合支援フロア「労働相談コーナー」

2 県融資制度の拡充

(1) 「サポート資金（経営あんしん）」の拡充（2 月 18 日から）

(2) 「サポート資金（セーフティネット）」の拡充（3 月 2 日から）

① セーフティネット保証 4 号の発動

② セーフティネット保証 5 号の業種の追加指定

(3) 「新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」の創設（3 月 9 日から）

東日本大震災対応の際の「ガンバロー資金」と同等の融資制度を新設

・融資枠 2, 0 0 0 億円

・原則、無担保

・県が契約時の信用保証料を全額負担（年 0.38%～年 1.74%）

・信用保証協会に対する損失を県が全額補償

(4) 「サポート資金（大規模危機対応）」の利用開始（3 月 13 日から）

3 「生活福祉資金貸付事業費補助金」の拡充（3 月 25 日から）

① 緊急小口資金（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）20 万円

② 総合支援資金（生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等]）20 万円

4 「放課後等デイサービス支援事業」の創設

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために実施された学校（小・中学校、高等学校、特別支援学校）の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加した児童について、保護者と市町村の負担分を助成（障害者地域生活支援事業費補助金）

5 国への要望

・学校給食関連事業者への総合的な支援に関する緊急要望（3 月 9 日）

・中部国際空港二本目滑走路の早期実現に関する緊急要望（3 月 24 日）

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします



を避けて
外出しましょう!



①換気の悪い
密閉空間



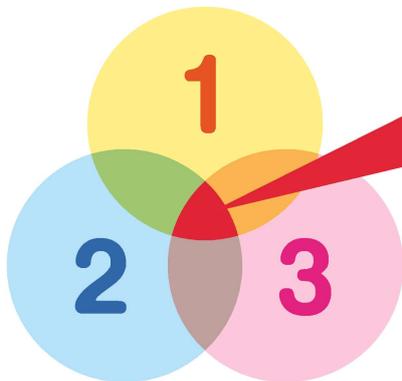
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



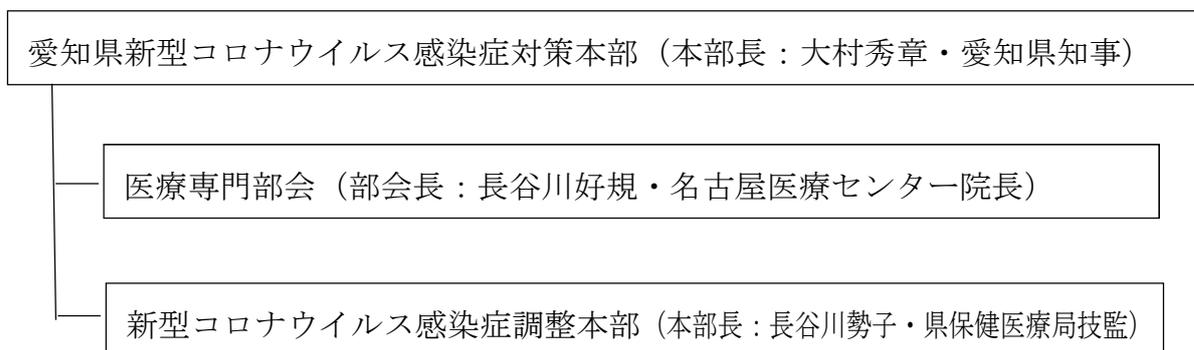
愛知県 コロナ

検索



愛知県における新型コロナウイルス感染症対策

◎ 体制



※名古屋市と情報共有を図り、連携してクラスター（集団）の早期探知及び対策を推進するため、「新型コロナウイルス感染症クラスタープロジェクトチーム」を設置（3月4日）

◎ 医療面の対応

○ 相談窓口

・ 一般電話相談窓口

《愛知県》保健医療局健康対策課及び12保健所
《名古屋市》16区保健センター
《豊橋市・岡崎市・豊田市》各市保健所

・ 帰国者・接触者相談センター

《愛知県》12保健所
《名古屋市》16区保健センター
《豊橋市・岡崎市・豊田市》各市保健所

○ LINE 公式アカウント「愛知県－新型コロナ対策パーソナルサポート」の開設

(3月17日)

個人の状態に合わせた情報提供や問合わせ対応、集積データの分析による実態把握

○ 帰国者・接触者外来

県内46医療機関に設置

○ 検査実施体制

愛知県衛生研究所及び名古屋市衛生研究所にて実施
(公的機関、民間会社による検査実施に向け調整中)

○ 医療体制の確保

- ・ 感染症指定医療機関（12病院72床）及び入院協力医療機関（33病院89床）で45病院161床を確保。それ以外の病院協力分を含め、合計200床以上の病床を確保
- ・ 感染者のうち不顕性の方、症状は軽快したが陰性化しない方、軽症者の方で、自宅療養相当とされる方を対象に、一時生活可能な入所施設を開設（当面100室を確保）

◎ 経済対策

○ 経営相談・労働相談窓口

(経営相談) 県機関、県内商工会議所・商工会等、約 100 か所
(労働相談) あいち労働総合支援フロア「労働相談コーナー」

○ 県融資制度の拡充

(1) 「サポート資金（経営あんしん）」の拡充（2月18日から）

売上高について、1か月間の減少実績、かつ、その後2か月間の減少見込みがあれば制度の利用が可能となるよう、融資条件を緩和

(2) 「サポート資金（セーフティネット）」の拡充（3月2日から）

① セーフティネット保証4号の発動

国が本県を含む47都道府県を突発的災害（自然災害等。今回は新型コロナウイルス感染症がこれに当たる。）の影響を受けた地域として指定

② セーフティネット保証5号の業種の追加指定

国が全国的に業況の悪化している業種として、3月6日に40業種（宿泊業、飲食業など）、3月13日に316業種（乳製品製造業、理容・美容業など）を追加指定

(3) 「新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」の創設（3月9日から）

東日本大震災対応の際の「ガンバロー資金」と同等の融資制度を新設

- ・ 融資枠 2,000億円
- ・ 原則、無担保
- ・ 県が契約時の信用保証料を全額負担（年0.38%～年1.74%）
- ・ 信用保証協会に対する損失を県が全額補償

(4) 「サポート資金（大規模危機対応）」の利用開始（3月13日から）

国の保証制度である危機関連保証に対応。大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応として実施される危機関連保証の認定を受けた中小企業者が対象

○ 「生活福祉資金貸付事業費補助金」の拡充（3月25日から）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、収入が減少した世帯に対して、生活福祉資金貸付制度に特例を設け、生活費用を支援

① 緊急小口資金（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）20万円以内

② 総合支援資金（生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等]）20万円以内

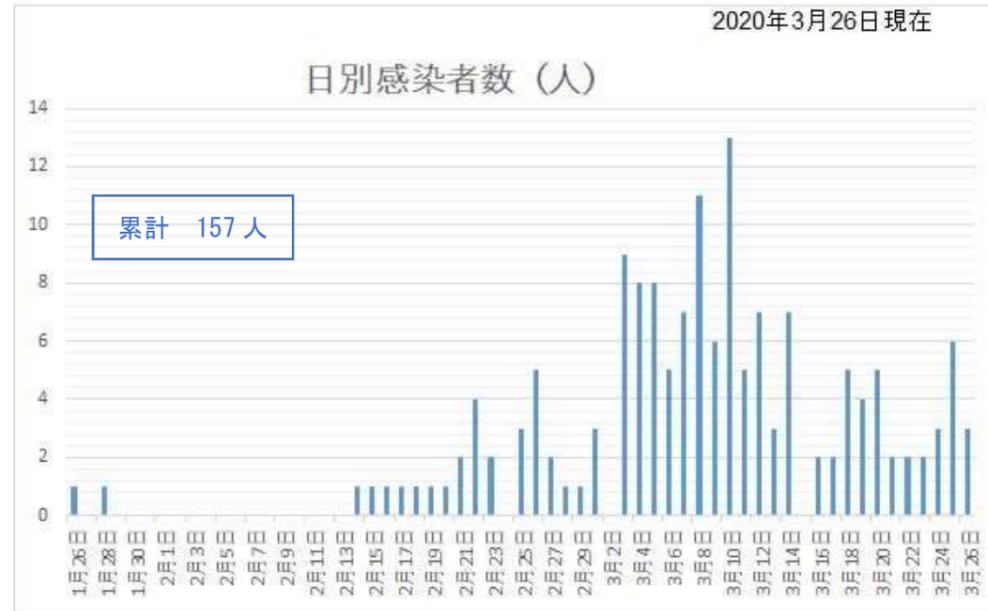
○ 「放課後等デイサービス支援事業」の創設

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために実施された学校（小・中学校、高等学校、特別支援学校）の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加した児童について、保護者と市町村の負担分を助成（障害者地域生活支援事業費補助金）

○ 国への要望

- ・ 学校給食関連事業者への総合的な支援に関する緊急要望（3月9日）
- ・ 中部国際空港二本目滑走路の早期実現に関する緊急要望（3月24日）

愛知県内における新型コロナウイルス感染者の現状



新型コロナウイルス遺伝子検査件数 (3月25日現在)

| 検査日 | 検査件数 (件) | 陽性者数 (人) |
|----------------------|----------|----------|
| 1月30日 (木) ~ 3月1日 (日) | 639 | 30 |
| 3月2日 (月) ~ 3月8日 (日) | 686 | 48 |
| 3月9日 (月) | 85 | 6 |
| 3月10日 (火) | 177 | 13 |
| 3月11日 (水) | 135 | 5 |
| 3月12日 (木) | 108 | 7 |
| 3月13日 (金) | 148 | 3 |
| 3月14日 (土) | 110 | 7 |
| 3月15日 (日) | 43 | — |
| 3月16日 (月) | 50 | 2 |
| 3月17日 (火) | 263 | 2 |
| 3月18日 (水) | 110 | 5 |
| 3月19日 (木) | 273 | 4 |
| 3月20日 (金) | 262 | 5 |
| 3月21日 (土) | 58 | 2 |
| 3月22日 (日) | 91 | 2 |
| 3月23日 (月) | 89 | 2 |
| 3月24日 (火) | 185 | 3 |
| 3月25日 (水) | 164 | 6 |
| 計 | 3,676 | 152 |

*愛知県分 (愛知県衛生研究所) 及び名古屋市分 (名古屋市衛生研究所及び厚生労働省機関) の合計

○検査陽性者の状況

2020年3月26日20時現在

(注) 検査実施人数には県内において疑い例または患者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載

| 検査実施人数 | 陽性者数 | 入院中 | 軽症・中等症 | 重症 | 退院 | 転院 | 死亡 |
|---------|------|-----|--------|----|-----|----|-----|
| 2,406人* | 157人 | 96人 | 88人 | 8人 | 42人 | 0人 | 19人 |

*検査実施人数については、3月25日現在。

Aクラスターの陽性者の状況

| 陽性者数 | 入院中 | 軽症・中等症 | 重症 | 退院 | 転院 |
|------|-----|--------|----|-----|----|
| 37人 | 15人 | 11人 | 4人 | 22人 | 0人 |

Bクラスターの陽性者の状況

| 陽性者数 | 入院中 | 軽症・中等症 | 重症 | 退院 | 転院 |
|------|-----|--------|----|-----|----|
| 58人 | 48人 | 45人 | 3人 | 10人 | 0人 |

その他の陽性者の状況

| 陽性者数 | 入院中 | 軽症・中等症 | 重症 | 退院 | 転院 |
|------|-----|--------|----|-----|----|
| 43人 | 33人 | 32人 | 1人 | 10人 | 0人 |

各局の対応等資料

| | | | |
|---|-------|-----------|----|
| 1 | 教育委員会 | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 |
| 2 | 県民文化局 | ・ ・ ・ ・ ・ | 7 |
| 3 | 経済産業局 | ・ ・ ・ ・ ・ | 9 |
| 4 | 農業水産局 | ・ ・ ・ ・ ・ | 11 |
| 5 | 建設局 | ・ ・ ・ ・ ・ | 13 |

各教育事務所長・支所長 殿

愛知県教育委員会事務局長

新型コロナウイルス感染症に関連した感染予防のための春季休業中の対応
及び令和2年度入学式・始業式について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に関連した感染予防のための臨時休業等の措置並びに小学校への「自主登校教室」の設置については、各市町村で迅速かつ丁寧な対応をとっていただきありがとうございます。

小学校における「自主登校教室」については、臨時休業中の対応であり、原則として春季休業中は開設しないこととしますが、一律に設置を禁ずるものではなく、それぞれの市町村において、地域の実情に応じて適切に対応していただきますよう、お願いします。

小・中学校の「部活動」については、臨時休業中と同様としますが、それぞれの市町村において、実情に応じて適切に対応していただきますよう、お願いします。

あわせて、入学式・始業式につきましても、卒業式と同様、式典への参加者の制限や時間短縮など、開催方法を工夫した上で、予定されている期日に実施していただく方向で御検討ください。

つきましては、各市町村教育委員会に周知いただくとともに、今後とも適切に対応いただくようお願いください。

担 当 義務教育課
教科指導・人権教育グループ（山上）
電 話 052-954-6799
FAX 052-954-6963
電子メール takahiro_yamakami@pref.aichi.lg.jp

31教保第1257号
令和2年3月24日

各教育事務所長・支所長 殿
各 県 立 学 校 長

愛知県教育委員会事務局長

令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開について（通知）

このことについて、令和2年3月24日付け元文科初第1780号で文部科学事務次官から別添のとおり通知があり、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」が示されました。

本県では、このガイドラインを踏まえ、万全の感染症対策を講じた上で、市町村立学校及び県立学校における教育活動を春季休業明けから再開することとします。

各学校におかれては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備などの対策を講じた上で、新学期を始める準備を行ってください。

なお、ガイドラインの主な内容は別紙のとおりです。

教育事務所・支所にあつては、管内市町村教育委員会に対し、各小中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校へ周知するよう依頼してください。

担当 保健体育課振興・保健グループ（山下）

電話 052-954-6793（ダイヤルイン）

担当 教職員課人事企画グループ（所）

電話 052-954-6767（ダイヤルイン）

担当 高等学校教育課教科・定通指導グループ（鶴見）

電話 052-954-6787（ダイヤルイン）

担当 義務教育課教科指導・人権教育グループ（山上）

電話 052-954-6799（ダイヤルイン）

担当 特別支援教育課指導グループ（尾野）

電話 052-954-6798（ダイヤルイン）

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインで示された留意点

1 基本的な感染症対策の実施

(1) 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。

- ◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ◎ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

(2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

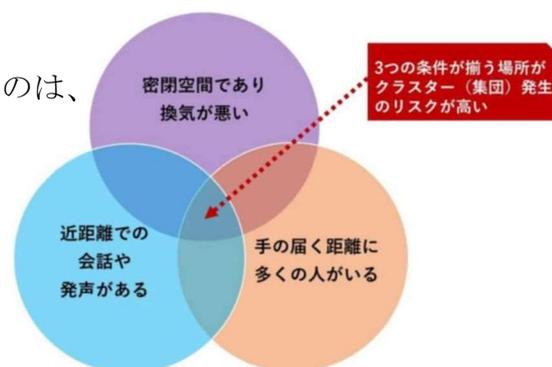
(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。

2 集団感染のリスクへの対応

これまで、集団感染が確認された場に共通するのは、

- ・換気の悪い密閉空間であった
 - ・多くの人々が密集していた
 - ・近距離での会話や発声が行われた
- という3つの条件が重なった場である。



この3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けることが重要である。

これを踏まえ、以下のような対応を行うこと。

(1) 換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施すること。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

(2) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するなどするよう指導すること。

31教保第1264号
令和2年3月26日

各教育事務所長・支所長 殿
各 県 立 学 校 長

愛知県教育委員会事務局長

市町村立学校及び県立学校における新型コロナウイルスに対応した臨時休業
の実施に関するガイドラインの取扱いについて（通知）

このガイドラインについては、令和2年3月24日付け31教保第1257号で通知したところですが、今後、県内市町村立学校及び県立学校において、児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、このガイドラインを参考にするとともに、下記の点に留意して、適切に対応してください。

また、教育事務所・支所にあつては、管内市町村教育委員会に対し、各小中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校へ周知するよう依頼してください。

なお、令和2年2月26日付け31教保第1097号通知については、本通知をもって廃止します。

記

- 1 学校における新型コロナウイルス感染症の対応については、学校所在地を所管する保健所が相談窓口となること。
- 2 原則として、感染者が判明次第、学校設置者は当該校を3日間臨時休業とし、保健所の指示の下、県の定める消毒マニュアルに従って消毒を行うこと。
- 3 その後の休業の期間は、学校設置者が保健所に相談の上決定すること。

担当 保健体育課振興・保健グループ（山下）
電話 052-954-6793（ダイヤルイン）

学校における新型コロナウイルス感染症対策（教育委員会）

2月27日以降の動き

2020/3/26現在

| 日付 | 国の動き | 日付 | 県の動き |
|----------------|---|-------|---|
| 2020年 2月27日 | 新型コロナウイルス感染症対策本部で、安倍首相が私立を含め、全国全ての小中学校、高校、特別支援学校に、3月2日から春休みに入るまで臨時休校とするよう要請 | 2月27日 | 首相の要請を受け、知事が県政記者クラブにおいて 県の対応を表明 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内全ての小中高は、3月2日から春休みに入るまで休校とする。</u> ・<u>卒業式は簡素化して実施する。</u> ・<u>入試は予定どおり実施する。</u> |
| 2月28日 | 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について文部科学省から通知 | 2月28日 | 新型コロナウイルスに関連した 感染症予防のための臨時休業等について通知 （義務教育課、高等学校教育課） <ul style="list-style-type: none"> ・3月2日から春休みまでを臨時休業とする。 ・卒業式は、感染予防措置、式典の簡素化をして実施する。 ・入学者選抜は予定どおり実施する。 |
| 2月28日 | 新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業に関連しての幼稚園の対応について文部科学省から事務連絡 | | |
| | | 3月1日 | 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉休業に伴う居場所づくりとして、 小学校に「自主登校教室」を設置することを市町村に要請、県民に向けた知事メッセージを発信 （知事会見で発表） |
| | | 3月1日 | 県内各市町村長及び市町村教育委員会に対し、 小学校に「自主登校教室」を設置するよう愛知県知事及び愛知県教育委員会から要請 （義務教育課） |
| | | 3月2日 | 小学校における自主登校教室の実施状況等について、県政記者クラブへ情報提供【3/5まで毎日】 |
| | | | （知事の指示により中学校の自主登校教室、高校の補習、中高校の部活について調査） |
| | | 3月3日 | 中学校の自主登校教室、部活動について実情に応じて対応するよう通知 （義務教育課） |

| 日付 | 国の動き | 日付 | 県の動き |
|-------|---|-------|---|
| | | 3月3日 | 卒業生向けの受験指導については実施できる旨通知（高等学校教育課） |
| | | 3月5日 | 自主登校教室への参加状況を県政記者クラブへ情報提供（3月24日まで） |
| | | | （知事の指示により給食関連団体に状況を聞き取り） |
| | | 3月9日 | 文部科学省に対する「学校給食関連事業者への総合的な支援に関する緊急要望」について知事が会見し、その後、東京事務所長が文部科学省へ手交 |
| | | 3月9日 | 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業中の県立学校等における学習活動、部活動は学校の実情等に応じて対応するよう通知（保健体育課、高等学校教育課） |
| | | 3月16日 | 春季休業中の県立高校の学習活動、部活動は、学校の実情等に応じて対応する旨を事務連絡（保健体育課、高等学校教育課） |
| | | 3月18日 | 令和2年度の入学式・始業式について、開催方法を工夫し、予定されている期日に実施するよう市町村教育委員会に通知 |
| 3月19日 | 国の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」がイベント自粛や学校の一斉臨時休業等の効果について判断を公表 | | |
| | | 3月23日 | 令和2年度の入学式・始業式について、開催方法を工夫し、予定されている期日に実施するよう県立学校に通知 |
| 3月24日 | 文部科学省が令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開について通知 | 3月24日 | 令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開について教育事務所・支所、県立学校に通知 |
| | | 3月24日 | 自主登校教室が終了（小学校、特別支援学校）し、3月2日から3月24日の間に延べ125,752人の児童が参加 |
| | | 3月26日 | 市町村立学校及び県立学校における新型コロナウイルスに対応した臨時休業の実施に関するガイドラインの取扱いについて教育事務所・支所、県立学校に通知 |

私立学校における新型コロナウイルス感染症対策について

○ 春季休業中の対応及び2020年度入学式・始業式について

春季休業中の「自主登校教室」「部活動」については、それぞれの学校の実情に応じて適切に対応することや、入学式、始業式を実施する場合は、式典への参加者の制限や時間短縮など、開催方法を検討することを依頼（教育委員会と同様の対応）

○ 小学校、中学校、高等学校等における教育活動の再開について

文部科学省から示された「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を周知し、学校を再開する場合には、このガイドラインを踏まえ、万全の感染症対策を講じた上で、新学期を始める準備を行うよう依頼（教育委員会と同様の対応）

○ 学校において児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合の対応について

文部科学省から示された「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を周知し、設置者が「学校所在地を所管する保健所」と相談の上、臨時休業の規模や期間等を決定するよう依頼（教育委員会と同様の対応）

○ 幼稚園に対するマスク・消毒液の支給等について

- ・国で一括して購入した布製マスクが、4月11日までに各園に配送される予定
- ・国が優先的に確保したアルコール消毒液を、県で一括発注後、順次各園へ配送する予定
- ・市町村及び幼稚園が保健衛生用品（子供用マスク、消毒液、空気清浄機等）を購入する費用に対して補助金を支給する予定（国10/10）

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた経済産業局の対応

1 相談窓口の開設

「中小企業総合相談窓口」における相談対応

県機関、県内商工会議所・商工会等、約100カ所に設置する相談窓口において、資金繰り、経営等に関する相談・情報提供にきめ細かく対応。

＜相談実績＞ 2,567件 (2/3～3/18の累計)

| | | | | |
|----|----------|----------|-----------|-----------|
| 期間 | 2/3～2/5 | 2/6～2/12 | 2/13～2/19 | 2/20～2/26 |
| 件数 | 11件 | 11件 | 98件 | 86件 |
| 期間 | 2/27～3/4 | 3/5～3/11 | 3/12～3/18 | 3/19～3/25 |
| 件数 | 406件 | 1,190件 | 765件 | — |

2 県融資制度の拡充

(1) 「新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」の創設 (3月9日から)

東日本大震災対応の際の「ガンバロー資金」と同等の融資制度を新設

- ・ 県が契約時の信用保証料を全額負担 (年0.38%～年1.74%)
- ・ 信用保証協会に対する損失を県が全額補償

| | | |
|-----------------------|--------|-------------|
| 融資実績(保証承諾ベース・3月25日時点) | 2,748件 | 547億2,165万円 |
|-----------------------|--------|-------------|

(2) 「サポート資金 (セーフティネット)」の拡充 (3月2日から)

① セーフティネット保証4号の発動

国が本県を含む47都道府県を突発的災害(自然災害等。今回は新型コロナウイルス感染症がこれに当たる。)の影響を受けた地域として指定

| | | |
|-----------------------|------|-------------|
| 融資実績(保証承諾ベース・3月25日時点) | 809件 | 232億1,930万円 |
|-----------------------|------|-------------|

② セーフティネット保証5号の業種の追加指定

国が全国的に業況の悪化している業種として、3月6日に40業種(宿泊業、飲食業など)、3月13日に316業種(乳製品製造業、理容・美容業など)を追加指定

| | | |
|-----------------------|-----|------------|
| 融資実績(保証承諾ベース・3月25日時点) | 52件 | 15億7,900万円 |
|-----------------------|-----|------------|

(3) 「サポート資金 (大規模危機対応)」の利用開始 (3月13日から)

国の保証制度である危機関連保証に対応

大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応として実施される危機関連保証の認定を受けた中小企業者が対象

| | | |
|-----------------------|-----|-----------|
| 融資実績(保証承諾ベース・3月25日時点) | 14件 | 5億2,300万円 |
|-----------------------|-----|-----------|

(4) 「サポート資金 (経営あんしん)」の拡充 (2月18日から)

売上高について、1か月間の減少実績、かつ、その後2か月間の減少見込みがあれば制度の利用が可能となるよう、融資条件を緩和

| | | |
|-----------------------|------|------------|
| 融資実績(保証承諾ベース・3月25日時点) | 147件 | 17億6,960万円 |
|-----------------------|------|------------|

3 金融機関に対する資金繰り支援の要請

(1) 知事名文書の発出（3月4日に対応済み）

県融資制度取扱金融機関等に対し、震災等により直接的又は間接的に影響を受ける中小企業の実情に応じて、貸付条件の変更等のニーズに弾力的かつ機動的に対応するよう、知事名の要請文書を発出。

(2) 知事からの直接要請（3月5日に対応済み）

名古屋銀行協会会長、愛知県信用金庫協会会長、政府系金融機関支店長、信用保証協会理事長、銀行幹部等を県庁に招き、知事から直接要請。

(3) 金融懇談会の開催（3月27日予定）

地域の金融機関の代表者に対し、国や県の融資制度の積極的な活用による中小企業支援について、知事から協力を要請。

新型コロナウイルスに関する本県農林水産業への影響と対応について

| 項 目 | 主な影響（関係団体等への聞き取り）と対応 |
|-----------|--|
| 牛乳 乳製品 | <ul style="list-style-type: none"> ・休校措置に伴い県内で約 1,500 t（3 月分）の学校給食用牛乳がキャンセル。納入予定分の生乳の多くはバター・脱脂粉乳等に加工される予定。 ・生産者（酪農家）段階では、取引単価が飲用乳価格と比べて約 40 円/kg 程度の減となり、3 月の売上額は県全体で 6 千万円程度の減少見込み。 ⇒国が 3/10 に、飲用乳との価格差や加工施設への輸送費の支援を決定 ・乳業メーカーでは、学校向け主体の中小事業者への影響が大きく、3 月の売上額見込みが 30～70%減となる事業者もある。 ⇒国が 3/10 に、販路拡大に係る経費や廃棄処分費の支援を決定。 ⇒県では、愛知県学校給食牛乳協会と連携して、3/31 に酪農・牛乳応援イベント「モ～ッと牛乳飲モ～」キャンペーンを実施 |
| 花き | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業式、送別会、イベント等の中止・縮小により、洋花等の切り花で注文のキャンセルが発生し、市場価格が下落傾向で推移。3 月前半の県内 J A のバラとカーネーションの平均単価は、対前年比でバラ 7 2 %、カーネーション 8 5 % ⇒国が 3/10 に、制度融資による運転資金の実質無利子・無担保化等を決定 ⇒県は 3/13 に、消費喚起の一環としてフラワーウォークを実施 ⇒ J A は 3/18 から Twitter で「くらしに花を」キャンペーンを実施中 また、3/27 に J A あいちビルで「花いっぱい運動」を実施 |
| 水産物 | <ul style="list-style-type: none"> ・旅館宿泊や各種宴会等の中止・縮小により、市場価格が通常の 1～3 割程度下落。 ・仲買人からの要請により、一部の底びき網漁業などで休漁日が増加。 ⇒国が 3/10 に、制度融資による運転資金の実質無利子・無担保化等を決定 |

裏面へ続く

| | |
|--------------------------|--|
| <p>他の 農林水 産物</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・休校措置に伴い、学校給食用の青果物等が納品できない状況。 ⇒国は、3/16 に、学校給食用に納入予定であった食品の代替販路を確保するため、特設通販サイトを開設。県は、食品関連事業者に情報提供。 ・外食などの消費抑制に伴い、和牛肉を始め業務用需要が減少。特に県内では、つまもの類の需要減による価格の大幅な下落 ⇒県内JA出荷額の対前年比は、3月上旬87%、中旬72% ・観光農園では、インバウンドを含む観光客の減少により売上が減少。 ⇒国が3/10 に、制度融資による運転資金の実質無利子・無担保化等を決定 |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者において、中国製の生産資材・肥料原料等の輸入遅延が発生。 ・休校措置に伴い、従業員の家庭待機により農業現場の労働力が不足。 ・今後來日予定の技能実習生（中国等）の来日目途が立っていない。 |

2020年3月27日
建設局航空対策課

○中部国際空港 航空旅客数 利用実績 (2019年度)

| | 1月速報値 | 2月速報値 | 4~2月 計 |
|--------------|----------------------|--------------------|-----------------------|
| 国際線 (前年比) | 595,200人 (120%) | 328,300人 (66%) | 6,132,307人 (111%) |
| 国内線 (前年比) | 501,657人 (107%) | 492,073人 (101%) | 6,125,035人 (108%) |
| 計 (前年比) | 1,096,857人 (114%) | 820,373人 (83%) | 12,257,342人 (110%) |

○中部国際空港 国際線の運航状況 (見込み)

| 航空会社 | 就航先 | 3/1時点 | 3/27(金) |
|-----------|-----|-------------------|---------|
| チャイナエアライン | 台北 | 2往復/日 (14往復/週) | 1往復/日 |

※3/27時点においては、チャイナエアライン以外は運休
(航空会社の発表資料を集計 3月26日16時現在)

○中部国際空港 国内線の減便・運休状況 (見込み)

| 航空会社 | 就航先 | 3/1時点 | 減便・運休見込み(3/27時点) |
|---------------|-----|-------|------------------|
| 日本航空 | 札幌 | 4往復/日 | 1往復/日の減便 |
| 全日本空輸 | 札幌 | 5往復/日 | 1往復/日の減便 |
| ジェットスター・ジャパン | 札幌 | 2往復/日 | 1往復/日の減便 |
| エアアジア・ジャパン | 札幌 | 3往復/日 | 1往復/日の減便 |
| スカイマーク | 成田 | 2往復/週 | 1往復/日の減便 |
| エアアジア・ジャパン | 仙台 | 2往復/日 | 1往復/日の減便 |
| スターフライヤー | 福岡 | 6往復/日 | 2往復/日の減便 |
| ジェットスター・ジャパン | 福岡 | 4往復/日 | 1往復/日の減便 |
| 日本トランスオーシャン航空 | 那覇 | 4往復/日 | 1往復/日の減便 |
| 計 | | | 10往復/日の減便 |

(航空会社の発表資料を集計 3月26日16時現在)

○ 県営名古屋空港の減便状況（見込み）

| 航空会社 | 就航先 | 3/1 時点 | 3/27 時点 | 増減 |
|-------|-----|---------|---------|----|
| F D A | 青森 | 3 往復/日 | 2 往復/日 | -1 |
| | 花巻 | 4 往復/日 | 3 往復/日 | -1 |
| | 山形 | 2 往復/日 | 2 往復/日 | 0 |
| | 新潟 | 1 往復/日 | 1 往復/日 | 0 |
| | 出雲 | 2 往復/日 | 2 往復/日 | 0 |
| | 高知 | 3 往復/日 | 3 往復/日 | 0 |
| | 福岡 | 5 往復/日 | 5 往復/日 | 0 |
| | 熊本 | 3 往復/日 | 3 往復/日 | 0 |
| 計 | | 23 往復/日 | 21 往復/日 | -2 |

（航空会社の発表資料を集計 3月26日16時現在）